

令和4年度の保険料について

— 均等割保険料が令和4年4月から変更となります —
(介護保険料、後期高齢者組合員保険料、事業所得割保険料算定方法は変更なし)

令和4年2月26日に開催された令和3年度第2回国保組合会において、下記の通り可決されました

■ 均等割保険料 (1人月額)

変更前

甲種組合員(会 員) 10,500円
(医療給付費等分3,400円+前期高齢者納付金等分3,100円+後期高齢者支援金等4,000円)

乙種組合員(従業員) 14,500円
(医療給付費等分7,400円+前期高齢者納付金等分3,100円+後期高齢者支援金等4,000円)

家族(甲種・乙種共) 10,500円
(医療給付費等分3,400円+前期高齢者納付金等分3,100円+後期高齢者支援金等4,000円)

甲種組合員(会員)
9,200円

変更後

- ・医療給付費等分 : 3,400円
- ・前期高齢者納付金等分 : 1,800円
- ・後期高齢者支援金等 : 4,000円

乙種組合員(従業員)
13,200円

- ・医療給付費等分 : 7,400円
- ・前期高齢者納付金等分 : 1,800円
- ・後期高齢者支援金等 : 4,000円

家族(甲種・乙種共)
9,200円

- ・医療給付費等分 : 3,400円
- ・前期高齢者納付金等分 : 1,800円
- ・後期高齢者支援金等 : 4,000円

前期高齢者納付金等分は、当初算定額は3,400円でしたが、子育て支援対策事業に対する国からの補助金が交付されることから、1,800円に減額されました。未就学児分は国からの補助金、未就学児以外分は組合の剰余金を財源として減額されています。

■ 介護保険料 (介護保険第2号被保険者・40歳以上65歳未満の方)

1人月額 4,800円

変更なし

4,800円

■ 事業所得割保険料 (甲種組合員のみ)

変更なし

前年または前事業年度の医業収入総額に対して **8/1,000** を賦課

但し、**年間 50万円** を頭打ちとする

※上記方法で算定された額が年額となり、12で除した額を毎月徴収する

保険料納付方法について

本組合では、乙種組合員及び家族の分を含めた事業所全体の保険料を、甲種組合員または後期高齢者組合員の銀行口座より、引去りにて徴収しております。

事業主の方は、引去日が近づきましたら、口座の残高にご注意ください。

また、毎月の保険料は、前月末締めของ当月引去りとなっております。

(例：2月分保険料は、1月末時点の加入状況を基に計算され、2月に引去られます)

締め後の加入・資格喪失等に関しては翌月以降の引去りで調整いたします。

月の途中での加入・資格喪失の場合

保険料は月の途中の加入であっても、加入した月から1ヶ月分の保険料が発生します。(日割り計算はありません。)

ただし、月の途中の資格喪失*の場合、その月の保険料はいただきません。(保険証は資格喪失日前日までは使用可能です。)

※資格喪失日とは

【退職の場合】

資格喪失日 = 退職日の翌日

【他保険加入の場合】

資格喪失日 = 次の健康保険加入(予定)日

介護保険料について

40歳になる誕生月から均等割保険料に上乘せされます。

65歳になる誕生月からは、納付先がお住まいの市町村に切り替わりますので、本組合からは徴収されなくなります。

ただし、誕生日が1日の場合は、40歳になる誕生月の前月から均等割保険料に上乘せされ、65歳になる誕生月の前月から本組合からの徴収がなくなります。